

[内閣府ホーム](#) > 内閣府共通意見等登録システム

記入内容の確認

行政刷新会議事務局国民の声担当室

1 内容入力

2 確認

3 完了

この内容でよろしければ、画面下のボタンを押してください。

○提案事項名(タイトル)

(50字以内におまとめください。)

税務訴訟における補佐人制度の緩和

※必須

○提案の視点

※必須

規制・制度の撤廃や見直し

○提案の具体的内容

(具体的に全角文字にて250文字以内で記載してください。)

税理士法第2条の2に規定する税務訴訟における補佐人制度は、税理士は訴訟代理人である弁護士がいなければ補佐人となることができず、また、陳述はできるが尋問はすることができないという制限的な制度となっている。よって、「納税者が本人訴訟をした場合にも単独で補佐人となることができ」、「陳述だけでなく尋問もできる制度」に改正すべきである。

※必須

○提案理由

(具体的に全角文字にて750文字以内で記載してください。また、特に無い場合は「なし」とお書きください。)

税務訴訟においては、平成13年の税理士法改正により税理士に出廷陳述権が制度化された。この背景には、租税に関する争訟においては高い専門性が必要とされるため、税務の専門家である税理士の力が必要とされたことがある。実際、税理士が補佐人として裁判に参画してから納税者の勝訴率も向上している。しかし、現行の補佐人制度は、「弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述することができる」とされており、「本人訴訟においては補佐人となれず」、「尋問もできない」制限的な制度となっている。

また「弁護士とともに」となると、費用対効果面からは、課税庁の処分に対する不服がある場合でも否認税額が弁護士報酬等より少額であれば訴訟申立を断念せざるをえず、違法な処分があった場合にその処分が闇から闇に葬られる温床となる。結果、権利救済が図られるのが一部の納税者に限られ、広く納税者の権利を救済することができない。このことから現在表面化している課税庁の処分に対する訴訟申立は氷山の一角であると考えられ、潜在的な納税者のニーズは高いと考えられる。よって、国民の利益を考えると少なくとも本人訴訟時に税理士が単独で補佐人となれる制度にすべきである。

さらに、税理士の出廷陳述権が制度化され10年超経過し、税理士が法廷においてその専門的な能力を発揮できるのは陳述よりもむしろ尋問時であり、陳述だけでは納税者の権利を十分に救済することが難しいことが判明してきた。実際の訴訟の現場では、補佐人税理士の求めにより、裁判官の裁量により尋問を認める例ができており、これを法により制度化すべきである。

なお、将来的には、税理士制度の本質が納税者の代理人として納税者の権利を擁護することに鑑み、税務訴訟においては税理士が単独で訴訟代理権を持つべきであろう。

※必須

○根拠法令等

※必須

税理士法第2条の2

○制度の所管省庁

(複数選択可)

財務省

※必須

○提案主体名(会社名・団体名)

(個人の場合は「個人」と記入してください。)

全国青年税理士連盟

※必須

○会社名・団体名の公表の可否

公表

※必須

○提案主体分類コード

ρ任意団体

○提案者氏名(非公表)

(会社・団体の場合は「担当者名」を記入してください。)

法対策部長 坂井昭彦

※必須

○電話番号(非公表)

03-3354-4162

※必須

○電子メールアドレス(非公表)

zensei@khaki.plala.or.jp

※必須

◀◀ 修正

▶▶ 以上の内容で送信する

[▲ このページの先頭へ](#)